

職員の給与等に関する報告および勧告

平成30年10月

滋賀県人事委員会



滋 人 委 第 2 4 8 号
平成 30 年(2018 年)10 月 18 日

滋賀県議会議長 川 島 隆 二 様

滋 賀 県 知 事 三日月 大 造 様

滋賀県人事委員会
委員長 西 原 節 子

職 員 の 給 与 等 に つ い て

本委員会は、地方公務員法第 8 条第 1 項、第 14 条第 2 項および第 26 条の規定に基づき、一般職に属する職員の給与等について別記第 1 のとおり報告し、併せて給与の改定について別記第 2 のとおり勧告します。

この勧告に対し、その実現のため速やかに所要の措置を執られるよう要請します。

別記第 1

報 告

本委員会は、地方公務員法の趣旨に則り、昨年 10 月に行った職員の給与等に関する報告および勧告以降、物価、生計費その他給与決定に関する諸条件の推移について調査するとともに、職員給与等実態調査および職種別民間給与実態調査を実施し、職員の給与が社会一般の情勢に適応しているかどうかを検討してきたが、その概要は次のとおりである。

1 給与勧告制度の基本的考え方

地方公務員法において、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じなければならないとされるとともに、給与については、生計費ならびに国および他の地方公共団体の職員ならびに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならないとされている。

人事委員会の給与勧告は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものであり、給与勧告を通じて職員に適正な処遇を確保することは、職員の士気の高揚、労使関係の安定はもとより、有為の人材の確保にも資するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤となっている。

本委員会は、給与勧告に当たっては、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保するため、職員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させること（民間準拠）を基本としている。この理由としては、職員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を支給することが必要とされる中で、県は民間企業と異なり、市場の抑制力という給与決定上の制約が存在しないこと等から、その給与水準は、労使交渉等によってその時々々の経済・雇用情勢等を反映して決定される民間企業従業員の給与水準に準拠して定めることが最も合理的であると考えられることによる。

職員の給与と民間企業従業員の給与との比較においては、主な給与決定要素である職種、役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士の 4 月分の給与額を対比させ、精密に比較を行っている。また、「職種別民間給与実態調査」は、人事院および全国の人事委員会と共同で実施しているもので、企業規模 50 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所を調査対象としており、これらの事業所の民間企業従業員の給与との比較を行っている。このような比較方法および調査対象については、国家公務員および地方公務員全体の問題として、国において様々な議論・研究がなされた結果、最も適切な方式である

とされているものである。なお、これまでに、民間企業従業員の給与をより広く把握し、公務員の給与に反映させる観点から、調査対象企業規模の引下げや調査対象産業の拡大などの見直しが行われてきたところである。

2 職員の給与

本委員会が、平成30年4月1日現在で行った県職員および県費負担市町立学校教職員（同日付けの退職者、特別職の職員、企業職員、臨時または非常勤の職員および休職中、休業中、育児短時間勤務中または派遣中の職員を除く。）についての給与等実態調査の結果、調査日現在の職員数は、県職員8,999人、県費負担市町立学校教職員7,166人、合計16,165人である。

これらの職員には、その従事する職務の種類に応じて行政職、警察職、研究職、医療職、福祉職、教育職等10種の給料表が適用されているが、そのうち民間給与との比較を行っている行政職給料表適用者は3,307人で、その平均給与月額は359,825円（給料324,331円、扶養手当9,335円、地域手当26,159円）であり、平均年齢は42.1歳（男性43.2歳、女性39.7歳）、性別構成は男性68.8%、女性31.2%、学歴別構成は大学卒70.4%、短大卒14.1%、高校卒15.5%となっている。

また、全職員の平均給与月額は383,852円（給料347,876円、扶養手当8,699円、地域手当27,277円）であり、その平均年齢は41.6歳（男性42.3歳、女性40.6歳）、性別構成は男性60.5%、女性39.5%、学歴別構成は大学卒82.5%、短大卒7.2%、高校卒10.0%、中学卒0.3%である。

（参考資料第1表から第4表まで参照）

3 民間の給与

本委員会は、人事院および全国の人事委員会と共同して、県内民間事業所のうち、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の659事業所から、層化無作為抽出法により抽出した134の事業所について、「平成30年職種別民間給与実態調査」を実施した。

本年の調査完了率は、民間事業所の理解を得て、93.2%と極めて高いものとなっており、調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものといえる。

その主な調査結果は、次の(1)～(5)のとおりである。

(1) 職種別給与

民間事業所における本年4月の事務・技術関係職種等に該当する従業員6,352人の給与について調査した。 （参考資料第15表参照）

(2) 初任給

民間事業所における事務・技術系新規学卒者の本年4月の初任給について調査したところ、その平均月額は、次の表のとおりとなっている。

職 種	学 歴	初 任 給 額
事務員および技術者	大 学 卒	202,860 円
	短 大 卒	184,970 円
	高 校 卒	166,066 円

注 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族(扶養)手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。

(参考資料第16表参照)

(3) 家族（扶養）手当

民間事業所における家族（扶養）手当の支給状況を調査したところ、これらの事業所における手当の平均額は、次の表のとおりとなっている。

扶 養 家 族 の 構 成	支 給 月 額
配 偶 者	14,359 円
配 偶 者 と 子 1 人	19,642 円
配 偶 者 と 子 2 人	24,704 円

注 家族(扶養)手当の支給につき、配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象としたものである。

(参考資料第17表参照)

(4) 住宅（住居）手当

民間事業所における住宅（住居）手当の支給状況を調査したところ、これらの事業所の51.1%が住宅（住居）手当を支給しており、そのうち、借家・借間居住者に対する手当月額の最高支給額の平均額の階層は、33,000円以上34,000円未満となっている。

(参考資料第18表参照)

(5) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合は、平均給与月額との4.46月分となっている。

(参考資料第19表参照)

4 職員の給与と民間従業員の給与の比較

前記の職員給与等実態調査および職種別民間給与実態調査の結果に基づき、行政職給料表適用職員（新規採用者等を除く。平均年齢42.8歳）と、その職務の種類、責任の度合、年齢、学歴等が同等と認められる民間事業所の従業員（新規採用者等を除く。）について、相互の給与を対比させ精密に比較したところ、次の表に示すとおり、本年4月において、職員給与が民間給与を1人当たり平均にして964円（0.25%）下回っていることが明らかとなった。

職員の給与と民間従業員の給与の較差

民間従業員 の給与 (A)	職員の給与 (B)	公民較差 (A - B) (円) $\left[\frac{A-B}{B} \times 100 \right]$ (%)
384,562円	383,598円	964円 (0.25%)

注1 (A)は、「きまって支給する給与」から時間外手当および通勤手当を減じた額である。
 2 (B)は、給料、扶養手当、地域手当のほか、住居手当、管理職手当等を含み、時間外勤務手当、通勤手当等は含まない。

5 本県職員の給与と国家公務員および他の都道府県職員の給与の比較

昨年4月1日現在の国における行政職俸給表(一)適用職員と本県の行政職給料表適用職員の学歴別、経験年数別の俸給(給料)の月額について、職員構成が国家公務員と同一であるものとして算出したラスパイレス指数は100.2であった。

また、同年の47都道府県の平均は100.2、近畿6府県は99.7~101.6であった。

6 物価および生計費

本年4月の消費者物価指数(総務省統計局)は、昨年4月に比べ全国で0.6%、大津市で0.7%の上昇となっている。

また、本委員会が本年4月現在で算定した大津市における2人世帯、3人世帯および4人世帯の標準生計費は、それぞれ142,490円、183,060円および223,640円となった。

(参考資料第25表および第26表その2参照)

7 人事院の報告・勧告の概要

人事院は、本年8月10日に国会および内閣に対して、国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律等の規定に基づき、一般職の職員の給与について報告および勧告を行った。また、併せて、公務員人事管理について報告を行うとともに、「定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出」を行った。

これらの概要は別紙のとおりである。

8 むすび

(1) 民間給与との較差に基づく給与改定

本委員会は、以上に報告した職員の給与および民間事業所従業員の給与ならびに物価および生計費、さらには国家公務員の給与改定等の諸事情を勘案し、職員の給与について、次のとおり改定を行う必要があるものと認める。

現行の各給料表については、民間との給与比較を行っている行政職給料表は、本年の民間給与との給与較差をはじめ、地方公務員法に規定する給与決定の諸条件を考慮すれば、国家公務員の俸給表に準じて改定することが適当である。

なお、行政職以外の給料表についても、国家公務員の俸給表に準じて改定するとともに、高等学校等教育職給料表ならびに小学校および中学校等教育職給料表については、全国人事委員会連合会において策定した「モデル給料表」に基づき改定することが適当である。

諸手当のうち扶養手当については、子に係る手当額は、本年4月1日現在、8,300円であるが、同年4月1日以降、本年の公民較差(0.25%)および給料表の引上げ改定を考慮し、8,700円に引き上げることが適当である。

医師および歯科医師に対する初任給調整手当については、これまでの取扱いを踏まえ、人事院勧告に準じて改定することが適当である。

期末手当・勤勉手当については、民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.05月分引き上げることが適当である。期末手当と勤勉手当の割振りおよび期別の支給月数については、人事院勧告に準じて改定することが適当である。また、再任用職員の期末手当・勤勉手当ならびに特定任期付職員および任期付研究員の期末手当についても同様とする。

(2) 諸手当の改定

ア 宿日直手当

宿日直手当については、人事院勧告に準じた引上げを行うことが適当である。

イ 子に係る扶養手当

本委員会は、平成28年に配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額の6,500円まで段階的に減額することとし、それにより生ずる原資を基本に、子に係る手当額について10,000円を超えない範囲内で段階的に引き上げるよう報告および勧告を行ったところであり、平成31年4月1日以降の子に係る手当額については、1,000円引き上げることが適当である。

(3) 人材の確保および育成

ア 社会経済情勢の変化を踏まえた、優秀で多様な人材の確保対策

近年、若年人口の減少や民間企業等の高い採用意欲を背景に、優秀な人材の確保が厳しい状況が続いており、本県の今年度の上級試験の競争倍率は過去10年間で最低の4.7倍であり、特に技術職については必要人員を確保できない職種があるなど困難な状況となっている。

このため本委員会では、滋賀県職員として働くことのやりがいや魅力を伝えることを目的に、従来からの大学での説明会や県庁就職セミナーに加えて、対象を女性、社会人、技術職志望者、高校生などにも広げ、それぞれのニーズに対応した説明会を実施しているところである。また、上級試験においては、民間企業志望者などにも受験しやすいよう配慮した試験区分（行政（アピール試験型））を創設するとともに、経験者採用試験を再開するなど、より多様な人材の採用に努めているところである。

今後も引き続き、優秀で多様な人材を確保するため、任命権者との連携をより密接にし、滋賀県職員として働くことの魅力発信に一層注力するとともに、これまでの採用活動について、受験者へのアンケートや新規採用職員へのヒアリングなどを通じて検証を行い、より多くの受験者を確保できるよう工夫を重ねていく。当面は、民間企業志望の学生や社会人、UIJターン希望者などがより受験しやすい試験方法や日程、会場等について、検討することとする。

イ 障害者の適切な雇用促進、職場環境の整備

障害者雇用については、平成30年4月から法定雇用率が引き上げられ平成33年4月までにさらに引き上げられることとなっており、その確実な達成が求められるところである。しかしながら、雇用率の算定にあたって、先般、知事部局および教育委員会で不適切な事例が判明したところであり、今後、適正な手続を徹底する必要があるとともに、教育委員会においては法定雇用率も未達成となっていることから、早急な対応が必要である。また、身体障害者に加え、精神・知的障害者についても、現在実施中のチャレンジ雇用の実績を踏まえ、ふさわしい職務や新たな職域の整備・拡充を図り、雇用を促進していく必要がある。

さらに、公務職場においては、合理的配慮の措置を講ずるなど、障害者が働きやすい職場づくりに率先して取り組むことが求められており、障害のある職員がその能力を十分に発揮できるよう、引き続き取組を進めていく必要がある。

ウ 若手職員の計画的育成

近年の新規採用職員の増加により、特に若手職員の育成が求められている中、「人こそが最大の経営資源である」との認識のもと、それぞれの資質や能力に応じた研修

の実施や職場における人材育成（OJT）の推進など、早期から計画的かつきめ細かな対応を図っていく必要がある。

新規採用職員がスムーズに職員としてのスタートを切るためには、県職員として必要な知識や能力だけでなく高い倫理感や使命感をかん養することが重要であり、そのための研修を充実させるとともに、助言や相談対応など、職場全体で育成していくことが必要である。

また、職員の年齢構成上、30歳台後半から40歳台前半の職場の中核を担う層が少なくなっていることから、それに続く若手職員に対しては、少しでも早く組織の中核として活躍できるよう、日常の仕事の中で後輩の指導や上司の補佐などの機会を積極的に付与するとともに、研修機関において将来に備えたマネジメント能力形成のための研修を行うなど、職場における人材育成（OJT）と職場外研修（Off-JT）の両輪で早い段階から計画的に育成を図っていくことが重要である。

加えて、平成28年度から本格実施されている人事評価制度は、人事管理の基礎として活用するものと規定されており、人材育成基本方針にも記載されているように、人材育成への効果的な活用が期待されているところである。このため、面談の徹底や充実を通じ若手職員の育成に有効に活用するとともに、人事評価の公平性、公正性、納得性を高めるためのさらなる工夫や改善に引き続き取り組む必要がある。

(4) 働き方改革の推進

働き方改革については、職員がいきいきとやりがいを持って働き、全ての職員が能力や個性を最大限発揮することにより、県民サービスの向上に向け県庁の組織としての力を高めていくことが求められているところであり、その推進のため以下の課題に適切に対処していくことが必要である。

ア 職員アンケートの結果分析および課題への対応

本委員会が本年7月に実施した職員アンケートの結果によると、職員の仕事に対する意識において、効率的に仕事を進めようとする意識やコスト意識が向上しており、また、職場環境においては、職員同士が協力し合える職場づくりや気兼ねなく帰宅しやすい雰囲気づくりが進んできていることが確認できたところである。

しかし一方で、時間外勤務を行った理由として、「業務量が多く、現状の人員ではどうしても長時間勤務をせざるを得ない」を選択している職員が依然として多く、業務量の課題が大きいことがうかがえる。また、「外的な要因による予測できない仕事が多い」や「締切りが厳しい仕事が多い」も多く選択されており、職員自身の仕事の進め方の改善だけでは対処が難しくなっていることもうかがえる。

今回のアンケート調査においても、業務量と人員配置のバランスや業務の実施体制に課題があると考えている職員が今なお多く、その解決に向けては未だ道半ばであると言えることから、引き続き重点的な対応が求められるところである。このため、全庁的な業務の内容やプロセスの見直し、業務量そのものの削減など不断の見直しを行うとともに、業務の繁閑に対応した柔軟な人員配置・応援体制の構築に努める必要がある。なお、それでも長時間労働の解消が見込めない場合は、定数の見直しも検討する必要があると考える。

また、本県の働き方改革は、「職員がいきいきとやりがいをもって働き、組織としての力が最大限に発揮される職場」を目指しているところであるが、職員アンケートの結果では、働き方改革に取り組む中で「仕事へのやりがいが高まっている」と意識している職員の割合は、管理職員・一般職員ともに少数にとどまっているところである。働き方改革の浸透と定着を図っていくには、職員一人ひとりが当事者意識を持ち主体的に取り組むことが求められることから、職員が業務改善の効果を実感できるよう取組を進めることが重要である。さらに、働き方改革の取組により地域活動への参加や自己啓発の取組等が促進され、職員自身のワーク・ライフ・バランスが充実することで、職員のモチベーションアップやスキルアップ、ひいては生産性の向上につながる好循環が生み出されることも大切である。

イ 勤務時間の適正な管理

本委員会が昨年度に実施したヒアリング調査で、時間外勤務の申請を控えているのではないかと推測されるような発言が見受けられたことから、それを受けて行われた任命権者の調査において、時間外勤務の申請内容と実態との間にかい離が生じていることが確認されたところである。

本年4月からは、従来から行っている終礼時の時間外勤務の事前命令や翌日の朝礼時の事後確認などの確認方法と併せて、パソコンの使用時間の記録による在庁時間の確認が本格実施されているが、管理監督者には職員の勤務時間を適正に管理する責務があることを周知徹底し、全庁を挙げて再発防止に取り組まなければならない。

また、本年の人事院勧告において、民間労働法制の改正を踏まえ、超過勤務命令を行うことができる上限の時間を設定する旨の言及がなされたところである。本県においても、36協定の締結義務のない本庁等の一般官公署において時間外勤務の上限を設定することは、時間管理の徹底および職員の健康への配慮を行う上で効果的と考えられることから、国家公務員の対応を踏まえ検討を進めていく必要がある。

ウ 学校における働き方改革

学校現場における長時間労働の是正も喫緊の課題であり、前述した働き方改革の必要

性は教員においても同様である。

本県教育委員会では本年1月に「学校における働き方改革取組方針」を策定し、平成32年度までに月当たりの超過勤務時間が月45時間超の教員の割合を平成28年度よりおおむね半減させる目標のほか、県内の学校における共通の基準として部活動の休養日や活動時間等が設定されたところである。この方針に基づく学校業務の見直し・効率化や意識改革など、教員の長時間労働是正に向けた取組を徹底していく必要がある。

また、学校現場における課題は多くの学校で共通していることや、学校単独の取組では限界があることから、取組の推進にあたっては教育委員会が積極的に支援するとともに、教育委員会と学校が働き方改革の理念を共有しながら連携して進めていくことが重要である。

(5) メンタルヘルス対策の充実

近年、公務の複雑・多様化や多忙化が進む中で心のバランスを崩す職員が増えており、長期療養者のうち、メンタルヘルスの不調を理由とする者の割合が半数以上を占める状況にある。メンタルヘルス対策は、職員がその能力を十分に発揮することによって県民サービスの維持・向上を図る上でも大きな課題である。

任命権者においては、ストレスチェック制度を有効に活用することにより、職員自身のストレスへの気づきを促すとともに、職場におけるメンタルヘルス不調の未然防止や早期発見・早期対応に引き続き取り組む必要がある。特に管理監督者は、日頃から職員の心身の状態や言動の変化に注意を払うとともに、職場内のコミュニケーションを良好に保つことや職員が相談しやすい職場づくりに努めるなど、きめ細かな対応を図っていく必要がある。

また、本年度は本県における働き方改革の柱として、職員の健康を第一に考えた「健康経営」が掲げられ、能力や個性の発揮には、健康の維持・増進が欠かせないとの考え方にに基づき、職員が健康でいきいきとやりがいをもって働くことができる職場の環境づくりに取り組んでいるところであり、働き方改革の取組を通じ、職場環境を改善する努力を積み重ねていくことも必要である。

(6) 女性職員の活躍推進

本県の行政職に占める女性職員の割合は本年4月現在で31.2%となっており、10年前の平成20年4月時点より6.3%増加している。また、職階別に女性職員の割合をみると、課長補佐級以上では約1割程度であるのに対し、係長級で約3割、係員級では約4割となっており、今後、管理職や係長の立場を担うことになる女性職員の割合は増加するこ

とが見込まれる。こうした状況から、女性職員が県政の幅広い分野で活躍できるよう様々な機会を与え経験を積ませることは、組織の活力を高めるためにも重要である。

女性職員の活躍推進にあたっては、職員の個々の状況やライフステージの変化により時間的制約等が生じたとしても、能力を発揮できるよう職場環境づくりに努めるとともに、職場内で相互に助け合う職場風土の醸成に取り組むことが必要である。また、ワーク・ライフ・バランスが実現できる職場づくりを働き方改革の取組と連動させて進めていくことや、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントなどのハラスメント防止に努めていくことも必要である。さらに、より多くの男性職員が家事、育児等に参画できるよう取組を進めていくことも、本県職員を含め社会全体で女性の活躍を推進するにあたって重要なことである。

また、こうした点を踏まえ、本年度が最終年度となる「女性職員の活躍推進のための取組方針（特定事業主行動計画）」の改定にあたっては、これまでの取組の検証も行いながら適切に対応していく必要がある。

(7) 高齢期の雇用問題

人事院は本年、高齢層職員の能力および経験を本格的に活用するため、定年を段階的に65歳に引き上げることが必要であるとし、国家公務員法等の改正についての意見の申出を行ったところである。

本県においても、今後の国の動向を注視しつつ、本県の実情も踏まえて適切に対応していく必要がある。

また、現行の再任用制度については、引き続き円滑な運用に努めるとともに、再任用職員のモチベーションの維持・向上を図り、これまで培ってきた能力を最大限発揮できるよう環境整備に努めていく必要がある。

(8) 臨時・非常勤職員の勤務条件の整備等

本県では、効率的で効果的なサービスの提供を行うために、臨時的任用職員や臨時教職員等の形態での任用が行われ、公務運営において欠くことのできない存在となっている。任命権者においては、引き続き臨時職員等の適正な勤務条件の確保に努めることが重要である。

平成32年度の会計年度任用職員制度の円滑な導入に向けては、地方自治法および地方公務員法の改正の趣旨や本県の実情を踏まえた制度となるよう、本委員会としても各任命権者と連携しながら、任用方法や勤務条件等を検討していく。また、同制度を効果的に運用することにより常勤職員の負担軽減を図るなど、働き方改革の推進にも資するも

のとなるよう制度整備を進めていく必要がある。

人事委員会の給与勧告制度は、公務員が労働基本権を制約されていることに対する代償措置として設けられたものであり、職員に対し、社会一般の情勢に適応した給与を実現する機能を有するものである。また、勧告の実施を通じて職員に適正な処遇を確保することは、職員の士気の高揚、労使関係の安定はもとより、有為な人材の確保にも資するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤となるものである。

本県においては、厳しい財政見通しの中、次期行政経営方針の策定が進められているところであるが、過去において財政状況を理由として本委員会が行った報告・勧告の実施見送りや平成15年度から11年間にわたり独自の減額措置等が行われてきたところである。地方公務員の給与は、職員の給与水準と民間企業従業員の給与水準との均衡を図ることを基本として、地方公務員法で定められた「給与決定の原則」に基づき決定されるべきものであり、給与勧告制度は尊重されるべきものである。

また一方で、職員においては、行財政改革の取組が進められる中、県民の負託に応えるためにも、不断にコスト意識を持って最少の経費で最大の効果が挙げられるよう生産性の高い働き方を実現することを通じて、効率的・効果的な職務遂行に最大限努めていく必要がある。

本委員会は、本年の給与勧告に当たり、様々な角度から慎重に検討を重ねた結果、民間給与との較差を解消するための月例給の引上げと特別給の引上げを行うとともに、諸手当の改定を行う内容の報告および勧告としたところである。

県議会および知事におかれては、人事委員会の給与勧告制度の果たす役割に深い理解を示され、勧告どおり実施されるよう要請する。

(別紙)

人事院「給与勧告の骨子」

○ 本年の給与勧告のポイント

～月例給、ボーナスともに上げ～

- ① 民間給与との較差(0.16%)を埋めるため、俸給表の水準を上げ
- ② ボーナスを上げ(0.05月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

I 給与勧告制度の基本的考え方

(給与勧告の意義と役割)

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適應するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

(現行の民間給与との比較方法等)

- ・ 公務と民間企業の給与比較は、単純な平均値ではなく、役職段階、勤務地域、学歴、年齢等の給与決定要素を合わせて比較することが適当
- ・ 企業規模50人以上の多くの民間企業は部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能。さらに、現行の調査対象事業所数であれば、実地による精緻な調査が可能であり、調査の精確性を維持

II 民間給与との較差に基づく給与改定等

1 民間給与との比較

約12,500民間事業所の約53万人の個人別給与を実地調査(完了率88.2%)

<月例給> 公務と民間の4月分の給与額を比較

○民間給与との較差 655円 0.16%〔行政職(一)…現行給与 410,940円 平均年齢43.5歳〕
〔俸給 583円 はね返り分(注) 72円〕 (注)俸給の改定に伴い諸手当の額が増減する分

<ボーナス> 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合 4.46月(公務の支給月数 4.40月)

2 給与改定の内容と考え方

<月例給>

(1) 俸給表

① 行政職俸給表(一)

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験(大卒程度)、一般職試験(大卒程度)及び一般職試験(高卒者)に係る初任給を1,500円引上げ。若年層についても1,000円程度の改定。その他は400円の引上げを基本に改定(平均改定率0.2%)

② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定(指定職俸給表は改定なし)

(2) 初任給調整手当

医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定

<ボーナス>

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.40月分→4.45月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分

(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
30年度 期末手当	1.225月(支給済み)	1.375月(改定なし)
勤勉手当	0.90月(支給済み)	0.95月(現行0.90月)
31年度 期末手当	1.30月	1.30月
以降 勤勉手当	0.925月	0.925月

[実施時期]

- ・月例給：平成30年4月1日
- ・ボーナス：法律の公布日

3 その他

(1) 宿日直手当

宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ、所要の改定

(2) 住居手当

受給者の増加の状況を注視しつつ、職員の家賃負担の状況、民間の支給状況等を踏まえ、公務員宿舍使用料の引上げも考慮して、必要な検討

人事院「公務員人事管理に関する報告の骨子」

国民の信頼回復と職場の活性化に向けて人事管理の観点から取り組み、多様な有為の職員が高い倫理感・使命感を持って国民のために職務に精励する公務職場の実現に努力

1 国民の信頼回復に向けた取組

(1) 研修等を通じた倫理感・使命感の醸成

行政研修等において職業公務員として守るべき行動規範の認識を再度徹底。倫理に係る研修教材の作成・配布や啓発活動を着実に実施。幹部職員を対象に役割を再認識させる研修を実施

(2) セクシュアル・ハラスメント防止対策

外部の者からのセクハラに関する相談窓口を設置することとともに、課長級職員・幹部職員への研修の義務化、新たな研修教材の作成等セクハラ防止に必要な対策を検討・措置

(3) 公文書の不適正な取扱いに対する懲戒処分の明確化

公文書の不適正な取扱いに関する代表的な事例及び標準的な量定を「懲戒処分の指針」に追加。公文書の偽造等や毀棄、決裁文書の改ざんの場合の標準的な量定は免職又は停職

2 人材の確保及び育成

(1) 人材の確保

政策的に確に企画立案し、適切に執行できる優秀かつ多様な人材を確保するため、人材に係るニーズと具体的に結び付けながら、各府省等と連携した施策を引き続き展開

(2) 人材の育成

部下育成に資するマネジメント能力向上や、若手・女性のキャリア形成支援のための研修等を積極的に実施

(3) 成績主義の原則に基づく人事管理

職員の昇任等に当たり倫理感を持った職務遂行や部下指導の状況について十分に留意することを徹底。人事評価結果の任用、分限、給与等への適切な活用に関し引き続き各府省を支援

3 働き方改革と勤務環境の整備等

(1) 長時間労働の是正

国家公務員の超過勤務等について、以下の事項等を措置

- ・ 超過勤務命令の上限を人事院規則において原則1月45時間・1年360時間（他律的業務の比重の高い部署においては1月100時間・1年720時間等）と設定。大規模な災害への対応等真にやむを得ない場合には上限を超えることができるとし、事後的な検証を義務付け
- ・ 1月100時間以上の超過勤務を行った職員等に対する医師による面接指導の実施等職員の健康確保措置を強化
- ・ 各省各庁の長は、休暇の計画表の活用等により、一の年の年次休暇の日数が10日以上職員が年5日以上年次休暇を使用できるよう配慮

(2) 仕事と家庭の両立支援、心の健康づくりの推進等

本年3月に発出した両立支援に係る指針の内容の徹底、不妊治療を受けやすい職場環境の醸成、心の健康づくりの推進、過労死等防止対策大綱に基づく取組の実施

(3) ハラスメント防止対策

検討会を設けるなどして外部有識者の意見も聴きながら、公務におけるパワハラ対策を検討

(4) 非常勤職員の適切な処遇の確保

非常勤職員の給与については、指針に基づく各府省の取組状況等を踏まえ、必要な指導。非常勤職員の休暇については、民間の状況等を踏まえて、慶弔に係る休暇について措置

人事院「定年を段階的に65歳に引き上げるための 国家公務員法等の改正についての意見の申出の骨子」

- 質の高い行政サービスを維持するためには、高齢層職員の能力及び経験を本格的に活用することが不可欠。定年を段階的に65歳まで引上げ
- 民間企業の高齢期雇用の実情を考慮し、60歳超の職員の年間給与を60歳前の7割水準に設定
- 能力・実績に基づく人事管理を徹底するとともに、役職定年制の導入により組織活力を維持
- 短時間勤務制の導入により、60歳超の職員の多様な働き方を実現

1 国家公務員の定年の引上げをめぐる検討の経緯

- ・ 平成23年、人事院は、定年を段階的に65歳に引き上げることが適当とする意見の申出
平成25年、政府は、当面、年金支給開始年齢に達するまで希望者を原則として常勤官職に再任用すること、年金支給開始年齢の段階的な引上げの時期ごとに段階的な定年の引上げも含め改めて検討を行うこと等を閣議決定
- ・ 政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2017」（閣議決定）において、「公務員の定年の引上げについて、具体的な検討を進める」とし、関係行政機関による検討会で人事院の意見の申出も踏まえ検討した結果、定年を段階的に65歳に引き上げる方向で検討することが適当とし、論点を整理。平成30年2月、人事院に対し、論点整理を踏まえ定年の引上げについて検討要請
- ・ 「経済財政運営と改革の基本方針2018」（閣議決定）においても、「公務員の定年を段階的に65歳に引き上げる方向で検討する」等としている

2 定年の引上げの必要性

- ・ 少子高齢化が急速に進展し、若年労働力人口が減少。意欲と能力のある高齢者が活躍できる場を作っていくことが社会全体の重要な課題。民間では定年を引き上げる企業も一定数見られ、再雇用者の大多数はフルタイム勤務
- ・ 公務では平成26年度以降、義務的再任用の実施等から、再任用職員は相当数増加。行政職(一)の再任用職員について、ポストは係長・主任級が約7割、勤務形態は短時間勤務の者が約8割。このまま再任用職員の割合が高まると、職員の能力及び経験を十分にいかしきれず、公務能率の低下が懸念。職員側も、無年金期間が拡大する中、生活への不安が高まるおそれ
- ・ 複雑高度化する行政課題に的確に対応し、質の高い行政サービスを維持していくためには、60歳を超える職員の能力及び経験を本格的に活用することが不可欠であり、定年を段階的に65歳に引き上げることが必要。これにより、採用から退職までの人事管理の一体性・連続性が確保され、雇用と年金の接続も確実に図られる
- ・ 定年の引上げを円滑に進める観点からも引上げ開始前を含めフルタイム再任用拡大の取組が必要

3 定年の引上げに関する具体的措置

(1) 定年制度の見直し

- ・ 一定の準備期間を確保しつつ定年を段階的に65歳に引き上げることとした上で、速やかに実施される必要
- ・ 定年の段階的な引上げ期間中は、定年退職後、年金が満額支給される65歳までの間の雇用確保のため、現行の再任用制度（フルタイム・短時間）を存置
- ・ 60歳以降の働き方等について、あらかじめ人事当局が職員の意向を聴取する仕組みを措置

(2) 役職定年制の導入

- ・ 新陳代謝を確保し組織活力を維持するため、当分の間、役職定年制を導入

- ・ 管理監督職員は、60歳に達した日後における最初の4月1日までに他の官職に降任又は転任（任用換）。任用換により公務の運営に著しい支障が生ずる場合には、例外的に、引き続き役職定年対象官職に留まること又は他の役職定年対象官職に任用することを可能とする制度を設定

(3) 定年前の再任用短時間勤務制の導入

- ・ 60歳以降の職員の多様な働き方を可能とするため、希望に基づき短時間勤務を可能とする制度を導入。新規採用や若年・中堅層職員の昇進の余地の確保、組織活力の維持にも資する
- ・ 短時間勤務職員が能力及び経験をいかすためには、それにふさわしい職務の整備や人事運用について検討が必要

(4) 60歳を超える職員の給与

- ・ 「賃金構造基本統計調査」では、民間（管理・事務・技術労働者（正社員））の60歳台前半層の年間給与水準は60歳前の約70%。「職種別民間給与実態調査」でも、定年延長企業のうち、60歳時点で給与減額を行っている事業所の60歳を超える従業員の年間給与水準は60歳前の7割台
- ・ これらの状況を踏まえ、60歳を超える職員の年間給与について、60歳前の7割水準に設定。役職定年により任用換された職員の年間給与は任用換前の5割から6割程度となる場合がある
- ・ 具体的には、60歳を超える職員の俸給月額を60歳前の70%の額とし、俸給月額の水準と関係する諸手当等は60歳前の7割を基本に手当額等を設定（扶養手当等の手当額は60歳前と同額）。また、役職定年により任用換された職員等の俸給は、任用換前の俸給月額の70%の額（ただし、その額は任用換後の職務の級の最高号俸の俸給月額を上限）
- ・ 60歳を超える職員の給与の引下げは、当分の間の措置とし、民間給与の動向等も踏まえ、60歳前の給与カーブも含めてその在り方を引き続き検討

※ 上記の諸制度について、定年の引上げが段階的に行われる間も、役職定年制等の運用状況、能力・実績に基づく人事管理の徹底の状況、職員の就労意識の変化等を踏まえ、新たな定年制度の運用の実情を逐次検証し、円滑な人事管理の確保等の観点から必要な見直しを検討

関連する給与制度についても、民間企業における定年制や高齢層従業員の給与の状況、職員の人員構成の変化が各府省の人事管理に与える影響等を踏まえ、必要な見直しを検討

4 定年の引上げに関連する取組

(1) 能力・実績に基づく人事管理の徹底等

- ・ 職員の在職期間を通じて能力・実績に基づく人事管理を徹底するなど人事管理全体を見直す必要。人事評価に基づく昇進管理の厳格化等を進める必要。人事院としても必要な検討を行う
- ・ 勤務実績が良くない職員等には降任や免職等の分限処分が適時厳正に行われるよう、人事評価の適正な運用の徹底が必要。人事院としても分限の必要な見直しと各府省への必要な支援を行う
- ・ 採用時から計画的に職員の能力を伸ばし多様な職務経験を付与するよう努めるほか、節目節目で職員の将来のキャリアプランに関する意向把握等が肝要

(2) 定年の引上げを円滑に行うため公務全体で取り組むべき施策

- ・ スタッフ職が必要な役割を適切に果たし得る執行体制の構築や複線型キャリアパスの確立に努めた上で、60歳を超える職員が能力及び経験をいかせる職務の更なる整備を検討
- ・ 定年の引上げ期間中も真に必要な規模の新規採用を計画的に継続できるよう措置
- ・ 職員の自主的な選択としての早期退職を支援するため、退職手当上の措置や高齢層職員の能力及び経験を公務外で活用する観点から必要な方策を検討

別記第2

勸告

本委員会は、別記第1における報告および諸資料に基づき、職員の給与について、次のように措置することを勧告する。

1 改定の内容

(1) 給料表

給料表については、別表のとおり改定すること。

(2) 諸手当

ア 医師および歯科医師の初任給調整手当については、人事院が国家公務員について行った勧告に準じて改定すること。

イ 宿日直手当については、勤務1回に係る支給額の限度を、通常の宿日直勤務は5,200円、人事委員会規則で定める管理または監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務は7,600円（執務時間が通常の執務日の2分の1の時間である日の退庁時から引き続く場合にあっては、それぞれ7,800円、11,400円）に、常直勤務に係る支給月額を22,000円に改定すること。

ウ 期末手当および勤勉手当については、次のとおり改定すること。

(ア) 平成30年12月期の支給割合

a bおよびc以外の職員

勤勉手当の支給割合を0.95月分とすること。再任用職員については、勤勉手当の支給割合を0.475月分とすること。

b 特定幹部職員

勤勉手当の支給割合を1.15月分とすること。再任用職員については、勤勉手当の支給割合を0.575月分とすること。

c 特定任期付職員または任期付研究員

期末手当の支給割合を1.7月分とすること。

(イ) 平成31年6月期以降の支給割合

a bおよびc以外の職員

6月および12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.3月分とし、6月および12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.925月分とすること。再任用職員については、6月および12月に支給される期末手当の支給割

合をそれぞれ 0.725 月分とし、6 月および 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.45 月分とすること。

b 特定幹部職員

6 月および 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.1 月分とし、6 月および 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1.125 月分とすること。再任用職員については、6 月および 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 0.625 月分とし、6 月および 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.55 月分とすること。

c 特定任期付職員または任期付研究員

6 月および 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.675 月分とすること。

エ 扶養手当については、次のとおり改定すること。

(ア) 平成 30 年 4 月 1 日以降の支給額

子に係る手当の月額(扶養親族たる子のうちに満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子がいる場合にあつては、滋賀県職員等の給与に関する条例第 10 条第 4 項または滋賀県公立学校職員の給与に関する条例第 11 条第 4 項の規定により加算される前の額。(イ)において同じ。)を 1 人につき 8,700 円とすること。

(イ) 平成 31 年 4 月 1 日以降の支給額

子に係る手当の月額を 1 人につき 1,000 円引き上げること。

2 改定の実施時期

この改定は、平成 30 年 4 月 1 日から実施すること。ただし、(2)ウ(ア)については平成 30 年 12 月 1 日から、(2)ウ(イ)およびエ(イ)については平成 31 年 4 月 1 日から実施すること。

(別表)

ア 行政職給料表

職員 の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	144,100	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200	362,900	408,100	458,400
	2	145,200	195,800	231,600	264,900	291,100	321,400	365,500	410,500	461,500
	3	146,400	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700	367,900	413,000	464,500
	4	147,500	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900	370,500	415,400	467,500
	5	148,600	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100	372,400	417,300	470,500
	6	149,700	202,700	237,800	272,400	299,700	330,100	374,900	419,600	473,500
	7	150,800	204,500	239,300	274,300	302,000	332,300	377,200	421,700	476,500
	8	151,900	206,300	240,900	276,400	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600
	9	153,000	207,900	242,100	278,400	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300
	10	154,400	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400
	11	155,700	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400
	12	157,000	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500
	13	158,300	214,700	248,100	286,500	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200
	14	159,800	216,500	249,600	288,600	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500
	15	161,300	218,200	250,900	290,600	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800
	16	162,900	220,000	252,300	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100
	17	164,200	221,700	253,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200
	18	165,700	223,400	255,400	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600
	19	167,200	225,000	257,100	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100
	20	168,700	226,600	258,900	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500
	21	170,100	228,000	260,500	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700
	22	172,800	229,700	262,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100
	23	175,400	231,300	264,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600
	24	178,000	232,900	265,700	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100
	25	180,700	234,000	267,600	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200
	26	182,400	235,500	269,500	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300
	27	184,000	236,900	271,300	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500
	28	185,700	238,200	273,100	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700
	29	187,200	239,500	274,800	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700
	30	188,900	240,700	276,700	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600
	31	190,700	241,700	278,600	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500
	32	192,400	242,900	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400
	33	194,000	244,200	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200
	34	195,400	245,300	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100
	35	196,900	246,500	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800
	36	198,400	247,800	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300
	37	199,700	248,700	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000
	38	201,000	250,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600
	39	202,200	251,500	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400
	40	203,500	252,900	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000
	41	204,800	254,300	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500
	42	206,100	255,700	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600	
	43	207,400	257,100	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000	
	44	208,700	258,400	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300	

	45	209,800	259,600	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600	
	46	211,100	260,900	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000		
	47	212,400	262,300	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400		
	48	213,700	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100		
	49	214,800	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600		
	50	215,900	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000		
	51	216,900	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400		
	52	218,000	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800		
	53	219,100	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200		
	54	220,100	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600		
	55	221,000	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000		
	56	222,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300		
	57	222,400	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600		
	58	223,300	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000		
	59	224,100	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300		
再	60	224,900	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600		
任	61	225,600	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900		
用	62	226,600	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100			
職	63	227,400	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400			
員	64	228,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700			
	65	229,000	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000			
	66	229,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300			
	67	230,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600			
	68	231,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900			
	69	232,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100			
	70	233,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400			
	71	233,700	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700			
	72	234,500	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000			
外	73	235,300	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200			
の	74	236,000	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500			
職	75	236,700	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800			
員	76	237,300	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000			
	77	238,000	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200			
	78	238,800	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500			
	79	239,600	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800			
	80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000			
	81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200			
	82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500			
	83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800			
	84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000			
	85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200			
	86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300				
	87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600				
	88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800				

	89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000				
	90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300				
	91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600				
	92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800				
	93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000				
	94		294,900	342,600						
	95		295,200	343,100						
	96		295,600	343,500						
	97		295,800	343,700						
	98		296,100	344,100						
	99		296,500	344,500						
	100		296,900	344,800						
	101		297,100	345,100						
	102		297,400	345,500						
	103		297,800	345,900						
	104		298,100	346,300						
	105		298,300	346,800						
	106		298,600	347,200						
	107		299,000	347,600						
	108		299,300	348,000						
	109		299,500	348,500						
	110		299,900	348,900						
	111		300,300	349,200						
	112		300,600	349,500						
	113		300,800	350,000						
	114		301,000							
	115		301,300							
	116		301,700							
	117		301,900							
	118		302,100							
	119		302,400							
	120		302,700							
	121		303,100							
	122		303,300							
	123		303,600							
	124		303,900							
	125		304,200							
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000

注 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第25条に規定する職員を除く。

イ 警察職給料表

職員 の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	167,700	183,500	209,900	249,600	292,900	319,300	347,600	381,900	422,800
	2	169,400	185,200	211,900	251,400	294,900	321,500	349,800	384,100	424,600
	3	171,200	187,000	213,900	253,200	297,000	323,800	352,100	386,000	426,500
	4	172,900	188,800	215,900	255,000	299,300	325,900	354,300	388,100	428,400
	5	174,400	190,700	217,900	256,700	301,000	328,100	356,300	389,800	429,800
	6	176,300	193,000	219,700	258,500	303,200	330,300	358,400	391,800	431,500
	7	178,100	195,300	221,700	260,100	305,300	332,600	360,600	393,600	433,100
	8	180,000	197,600	223,600	261,800	307,500	334,800	362,800	395,400	434,600
	9	181,700	199,800	225,700	263,100	309,400	336,500	364,500	397,100	436,200
	10	183,400	202,400	227,500	264,700	311,600	338,800	366,700	399,100	437,900
	11	185,100	204,900	229,300	266,000	313,900	341,000	368,700	401,100	439,500
	12	186,800	207,400	231,100	267,300	316,000	343,300	370,900	403,200	441,100
	13	188,700	209,700	232,900	268,700	318,100	345,300	372,700	404,900	442,200
	14	190,800	211,500	234,800	270,100	320,400	347,400	374,800	407,000	443,800
	15	192,900	213,300	236,700	271,200	322,600	349,600	376,800	409,000	445,600
	16	195,000	215,100	238,600	272,500	324,800	351,700	378,900	411,100	447,400
	17	197,200	217,000	240,100	273,300	326,500	353,700	380,500	412,800	449,000
	18	199,600	218,700	241,900	274,700	328,800	355,700	382,500	414,500	450,800
	19	202,000	220,600	243,700	276,100	330,900	357,700	384,400	416,200	452,600
	20	204,400	222,400	245,500	277,500	333,200	359,800	386,400	417,800	454,300
	21	206,900	224,100	247,100	278,800	335,100	361,500	388,100	419,500	455,900
	22	208,700	225,900	248,500	280,200	337,100	363,500	390,200	421,100	457,600
	23	210,400	227,700	249,700	281,500	339,200	365,300	392,300	422,500	459,200
	24	212,200	229,500	251,000	283,000	341,200	367,400	394,300	424,000	461,000
	25	214,100	231,100	252,300	284,200	343,100	369,100	396,000	425,300	462,500
	26	215,800	232,800	253,500	286,000	345,200	371,100	398,000	426,700	463,900
	27	217,600	234,500	254,800	288,000	347,100	373,100	400,100	428,200	465,400
	28	219,300	236,200	256,000	290,000	349,100	375,100	402,200	429,800	466,700
	29	221,200	237,400	257,100	291,900	350,900	376,900	403,700	431,100	467,900
	30	223,000	239,200	258,200	293,900	353,000	379,000	405,500	432,800	468,600
	31	224,800	241,000	259,500	295,700	354,800	381,100	407,200	434,500	469,300
	32	226,600	242,800	260,600	297,600	356,900	383,100	408,900	436,100	470,000
	33	228,200	244,200	261,100	299,300	358,300	385,000	410,600	437,500	470,500
	34	229,900	245,700	262,300	301,100	360,300	387,100	412,100	439,200	471,300
	35	231,600	247,000	263,400	303,000	362,200	389,200	413,700	440,900	472,000
	36	233,300	248,400	264,600	304,800	364,300	391,100	415,200	442,500	472,600
	37	234,500	249,700	265,500	306,600	366,200	392,800	416,500	443,900	472,900
	38	236,300	251,000	266,700	308,500	368,300	394,300	418,000	444,600	473,500
	39	238,100	252,200	267,700	310,400	370,300	395,600	419,500	445,300	474,000
	40	239,900	253,400	268,700	312,100	372,300	397,000	421,000	446,000	474,500
	41	241,300	254,500	269,900	313,800	374,300	398,200	422,500	446,400	475,000
	42	242,700	255,700	271,200	315,600	376,400	399,300	423,800	447,000	475,400
	43	244,000	256,800	272,500	317,500	378,500	400,300	425,100	447,700	475,800
	44	245,200	257,900	273,700	319,400	380,500	401,300	426,300	448,300	476,200

	45	246,500	258,600	274,800	321,100	382,200	402,500	427,300	449,100	476,500
	46	247,600	259,700	276,300	323,000	383,900	403,700	428,000	449,800	
	47	248,600	260,800	277,800	324,900	385,500	404,800	428,800	450,300	
	48	249,500	262,000	279,300	326,700	387,200	406,000	429,600	450,800	
	49	250,300	262,900	281,100	328,100	388,600	407,300	430,100	451,300	
	50	251,400	264,100	282,800	329,700	389,600	408,100	430,500	451,600	
	51	252,600	265,100	284,500	331,100	390,600	408,900	430,900	451,900	
	52	253,700	266,200	286,000	332,800	391,600	409,600	431,200	452,300	
	53	254,300	267,400	287,500	334,300	392,900	410,100	431,500	452,700	
	54	255,500	268,300	289,300	336,000	394,000	410,800	431,900	452,900	
	55	256,400	269,700	291,000	337,600	395,100	411,500	432,200	453,200	
	56	257,600	270,900	292,700	339,400	396,300	412,100	432,500	453,400	
	57	258,600	271,900	294,100	340,300	397,600	412,800	432,800	453,800	
	58	259,600	273,500	295,800	342,000	398,400	413,200	433,100	454,000	
	59	260,400	274,900	297,600	343,600	399,200	413,800	433,400	454,200	
再	60	261,400	276,400	299,400	345,200	399,900	414,400	433,700	454,400	
任	61	262,500	278,000	300,800	346,800	400,400	414,800	434,000	454,800	
用	62	263,400	279,600	302,600	348,500	401,100	415,400	434,300		
職	63	264,500	281,200	304,400	350,200	401,800	415,900	434,600		
員	64	265,400	282,700	306,100	351,900	402,500	416,400	434,900		
以	65	266,500	284,100	307,400	353,500	402,800	416,900	435,200		
外	66	267,700	285,500	309,100	355,100	403,500	417,500	435,500		
の	67	268,900	287,000	310,500	356,700	404,200	417,900	435,800		
職	68	270,000	288,400	312,200	358,300	404,800	418,400	436,100		
員	69	271,200	289,900	313,600	359,500	405,200	418,800	436,300		
	70	272,600	291,400	315,000	360,900	405,700	419,100	436,600		
	71	274,000	293,000	316,300	362,200	406,300	419,400	436,900		
	72	275,300	294,600	317,800	363,600	406,800	419,700	437,200		
	73	276,500	295,800	318,500	364,800	407,300	420,000	437,400		
	74	277,900	297,200	320,100	366,000	407,700	420,300	437,700		
	75	279,300	298,700	321,600	367,300	408,200	420,600	438,000		
	76	280,500	300,200	323,300	368,600	408,700	420,900	438,300		
	77	281,600	301,100	325,100	369,900	409,200	421,100	438,500		
	78	282,800	302,600	326,800	371,100	409,700	421,400	438,800		
	79	284,000	303,800	328,400	372,300	410,300	421,700	439,100		
	80	285,000	305,300	330,000	373,500	410,800	422,000	439,400		
	81	286,100	306,600	331,700	374,700	411,200	422,200	439,600		
	82	287,300	308,000	333,400	375,900	411,800	422,500	439,900		
	83	288,600	309,100	335,000	377,000	412,300	422,800	440,200		
	84	289,900	310,500	336,700	378,200	412,500	423,000	440,500		
	85	291,000	311,400	338,100	379,300	412,800	423,200	440,700		
	86	292,200	312,900	339,600	379,900	413,300	423,500			
	87	293,100	314,200	341,100	380,400	413,600	423,800			
	88	294,300	315,700	342,600	381,000	413,900	424,000			

89	295,300	317,200	343,900	381,600	414,200	424,200
90	296,500	318,700	345,100	382,200	414,600	424,500
91	297,600	320,100	346,400	382,800	415,000	424,800
92	298,800	321,600	347,700	383,400	415,400	425,000
93	299,300	322,900	349,100	383,700	415,700	425,200
94	300,600	324,200	350,600	384,200		
95	301,700	325,600	352,100	384,800		
96	303,000	326,900	353,600	385,300		
97	304,100	328,100	354,900	385,700		
98	305,300	329,400	356,100	386,100		
99	306,500	330,700	357,200	386,700		
100	307,700	332,000	358,400	387,200		
101	308,900	333,400	359,500	387,600		
102	309,900	334,300	360,600	388,100		
103	311,000	335,400	361,700	388,700		
104	312,000	336,600	362,900	389,200		
105	312,800	337,700	364,100	389,500		
106	313,400	338,800	364,600	389,900		
107	314,000	339,800	365,200	390,400		
108	314,700	340,900	365,800	390,700		
109	315,200	342,100	366,400	391,000		
110	315,700	343,100	366,900	391,500		
111	316,200	344,100	367,400	392,000		
112	316,800	345,000	367,900	392,500		
113	317,600	345,900	368,300	392,800		
114	318,300	346,800	368,700	393,300		
115	319,000	347,800	369,300	393,800		
116	319,700	348,800	369,800	394,300		
117	320,300	349,800	370,200	394,600		
118	321,100	350,300	370,700	395,100		
119	321,800	350,900	371,300	395,600		
120	322,600	351,500	371,800	396,100		
121	323,200	351,800	372,000	396,500		
122	323,500	352,200	372,500	397,000		
123	324,000	352,700	373,000	397,400		
124	324,500	353,100	373,400	397,900		
125	324,800	353,500	373,900	398,300		
126		353,900	374,400			
127		354,400	374,900			
128		354,800	375,400			
129		355,200	375,700			
130		355,600	376,200			
131		356,000	376,700			
132		356,400	377,200			

	133		356,600	377,500						
	134		357,100	378,000						
	135		357,500	378,400						
	136		357,800	378,800						
	137		358,100	379,100						
	138		358,500	379,600						
	139		359,000	380,100						
	140		359,500	380,600						
	141		359,800	380,900						
	142		360,300							
	143		360,800							
	144		361,300							
	145		361,600							
再任用職員		241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800	377,900	409,500

注 この表は、警察官で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 研究職給料表

職員 の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	144,300	194,000	280,200	331,500	388,800
	2	145,400	196,600	282,600	333,700	391,700
	3	146,600	199,000	285,000	335,900	394,300
	4	147,700	201,400	287,400	337,900	397,100
	5	148,800	203,900	289,700	339,700	399,200
	6	150,100	206,200	291,900	341,800	401,900
	7	151,400	208,500	293,900	343,900	404,600
	8	152,700	210,700	295,900	345,900	407,300
	9	153,800	212,800	298,000	347,600	409,800
	10	155,500	215,100	300,600	349,600	412,400
	11	157,100	217,600	303,200	351,700	415,100
	12	158,700	219,900	306,000	353,600	417,900
	13	160,200	221,900	308,100	355,600	420,500
	14	162,100	224,300	310,700	357,500	423,200
	15	164,000	226,700	313,200	359,300	426,000
	16	166,000	229,100	316,000	361,200	428,700
	17	167,800	231,300	318,600	362,900	431,200
	18	170,000	234,100	320,800	364,800	433,800
	19	172,200	237,000	323,000	366,500	436,300
	20	174,300	239,900	325,100	368,500	438,900
	21	176,500	242,400	327,300	370,000	441,400
	22	178,900	245,100	329,300	372,000	444,000
	23	181,200	247,600	331,300	373,700	446,600
	24	183,500	250,300	333,300	375,600	449,100
	25	185,600	253,000	335,200	377,000	451,300
	26	187,800	255,400	337,100	378,700	453,600
	27	189,900	257,700	338,900	380,600	456,100
	28	192,000	259,900	340,700	382,500	458,600
	29	194,100	262,500	342,600	384,200	461,100
	30	195,700	264,700	344,300	386,100	463,600
	31	197,500	266,600	345,800	388,000	466,100
	32	199,200	268,700	347,500	389,900	468,600
	33	201,000	270,400	348,700	391,500	470,900
	34	202,900	272,400	350,100	393,300	473,300
	35	204,800	274,500	351,400	394,900	475,700
	36	206,700	276,400	352,900	396,700	478,200
	37	208,200	278,300	354,100	397,900	480,600
	38	210,100	279,800	355,500	399,400	483,100
	39	212,000	281,000	356,700	400,800	485,500
	40	213,900	282,500	358,100	402,200	488,000
	41	215,700	283,900	358,800	403,600	490,300
	42	217,600	284,800	359,900	404,900	492,500
	43	219,500	285,800	361,100	406,400	494,700
	44	221,400	286,800	362,200	408,000	496,900

	45	223,100	287,500	363,300	409,400	498,600
	46	225,000	288,700	364,500	410,600	500,100
	47	226,800	289,900	365,800	412,200	501,700
	48	228,600	291,100	366,900	413,800	503,200
	49	230,300	292,400	368,000	415,100	504,900
	50	232,100	293,700	369,300	416,500	506,300
	51	233,800	294,800	370,600	418,000	507,700
	52	235,500	295,900	371,900	419,400	509,200
	53	236,900	297,100	372,600	420,800	510,300
	54	238,700	298,300	373,600	422,200	511,500
	55	240,400	299,600	374,500	423,600	512,700
	56	242,000	300,700	375,500	425,000	513,900
	57	243,200	301,500	376,300	426,100	514,800
	58	244,400	302,600	377,100	427,400	515,800
	59	245,400	303,800	377,800	428,800	516,800
再	60	246,500	304,900	378,500	430,100	517,800
任	61	247,600	305,800	379,100	430,900	518,900
用	62	248,700	306,900	379,800	431,800	519,800
職	63	249,600	308,000	380,700	432,800	520,500
員	64	250,700	309,100	381,600	433,700	521,200
	65	251,900	309,900	382,200	434,600	522,000
	66	252,900	311,000	383,000	435,400	522,800
	67	254,000	311,900	383,800	436,000	523,600
以	68	254,900	312,900	384,600	436,800	524,400
外	69	255,800	313,900	385,200	437,200	525,100
の	70	257,200	314,900	385,900	437,800	525,900
職	71	258,700	316,000	386,600	438,300	526,700
員	72	260,000	317,100	387,300	438,800	527,500
	73	261,400	317,600	388,000	439,300	528,200
	74	262,800	318,600	388,600		
	75	264,200	319,700	389,200		
	76	265,300	320,800	389,900		
	77	266,400	321,900	390,600		
	78	267,600	322,900	391,200		
	79	268,900	323,800	391,800		
	80	270,000	324,700	392,400		
	81	271,200	325,800	393,000		
	82	272,500	326,600	393,600		
	83	273,800	327,300	394,200		
	84	275,000	328,100	394,800		
	85	276,100	328,600	395,300		
	86	277,200	329,100	395,800		
	87	278,500	329,600	396,300		
	88	279,700	330,100	397,000		

	89	280,500	330,400	397,400		
	90	281,700	330,900			
	91	282,700	331,400			
	92	283,900	331,900			
	93	284,800	332,200			
	94	285,800	332,600			
	95	286,800	333,100			
	96	287,800	333,600			
	97	288,100	334,100			
	98	289,000	334,600			
	99	289,700	335,100			
	100	290,600	335,600			
	101	291,500	336,100			
	102	292,200	336,600			
	103	292,900	337,100			
	104	293,600	337,600			
	105	294,300	338,100			
	106	294,800	338,500			
	107	295,300	339,000			
	108	295,800	339,400			
	109	296,000	339,900			
	110	296,400	340,300			
	111	296,700	340,800			
	112	297,000	341,200			
	113	297,300	341,700			
	114	297,600	342,100			
	115	297,900	342,600			
	116	298,200	343,000			
	117	298,500	343,500			
	118	298,900	343,900			
	119	299,200	344,300			
	120	299,600	344,700			
	121	299,900	345,100			
再任用職員		217,500	258,700	283,500	325,900	384,400

注 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究または調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

工 医療職給料表(1)

職員 の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	247,900	333,100	397,900	471,700
	2	250,400	336,100	400,800	474,000
	3	252,900	339,000	403,700	476,200
	4	255,400	342,000	406,500	478,500
	5	257,600	344,700	409,100	480,700
	6	261,400	348,000	411,800	482,900
	7	265,200	351,100	414,600	485,100
	8	269,000	354,200	417,300	487,300
	9	272,600	357,000	419,500	489,300
	10	276,600	359,900	422,200	491,400
	11	280,600	363,000	424,800	493,500
	12	284,600	366,200	427,500	495,600
	13	288,400	369,100	429,900	497,700
	14	292,400	372,700	432,400	499,800
	15	296,300	375,900	434,800	501,900
	16	300,200	379,600	437,300	504,000
	17	303,900	383,200	439,300	506,100
	18	307,500	385,900	441,700	508,100
	19	311,000	388,700	444,000	510,100
	20	314,600	391,400	446,400	512,100
	21	318,200	394,200	447,900	513,900
	22	321,900	396,800	450,300	515,700
	23	325,400	399,400	452,600	517,600
	24	328,900	401,800	454,900	519,500
	25	332,400	403,800	456,900	521,200
	26	335,200	406,100	459,200	523,000
	27	337,800	408,300	461,400	524,800
	28	340,400	410,600	463,700	526,600
	29	343,200	412,900	465,800	528,200
	30	345,300	415,000	468,100	530,000
	31	347,500	417,000	470,400	531,800
	32	349,900	419,100	472,600	533,600
	33	352,100	421,000	474,600	535,200
	34	354,500	422,800	476,700	537,000
	35	356,700	424,600	478,800	538,700
	36	359,200	426,600	480,900	540,500
	37	361,400	428,500	483,000	542,100
	38	363,800	430,500	484,800	543,700
	39	366,200	432,400	486,600	545,100
	40	368,400	434,400	488,400	546,700
	41	370,700	436,200	490,100	548,200
	42	372,100	438,000	491,900	549,600
	43	373,600	439,700	493,700	551,000
	44	375,000	441,500	495,500	552,300

	45	376,200	443,300	497,100	553,500
	46	377,600	445,100	498,800	554,500
	47	379,100	446,900	500,600	555,500
	48	380,600	448,600	502,400	556,500
	49	381,700	450,400	504,000	557,500
	50	382,700	452,100	505,300	558,400
	51	383,700	453,900	506,600	559,300
	52	384,500	455,700	507,900	560,200
	53	385,400	457,600	508,900	561,000
	54	386,300	458,800	510,200	561,900
	55	387,000	460,000	511,500	562,800
	56	387,900	461,200	512,800	563,700
	57	388,600	462,400	513,800	564,600
	58	389,500	463,400	514,600	565,500
	59	390,300	464,400	515,400	566,400
再	60	391,100	465,400	516,200	567,100
任	61	391,600	466,200	517,100	568,000
用	62	392,100	466,900	517,900	568,900
職	63	392,500	467,600	518,800	569,800
員	64	393,000	468,300	519,600	570,700
以	65	393,300	469,000	520,500	571,600
外	66		469,700	521,400	
の	67		470,400	522,100	
職	68		471,000	523,000	
員	69		471,300	523,900	
	70		472,000	524,700	
	71		472,700	525,600	
	72		473,400	526,500	
	73		473,800	527,300	
	74		474,400	528,200	
	75		475,100	529,100	
	76		475,800	529,800	
	77		476,200	530,600	
	78		476,800	531,500	
	79		477,400	532,400	
	80		477,900	533,300	
	81		478,500	534,100	
	82		479,000	535,000	
	83		479,500	535,900	
	84		480,000	536,800	
	85		480,400	537,600	
	86		481,000	538,500	
	87		481,400	539,400	
	88		481,900	540,300	

	89		482,400	541,100	
	90		483,000		
	91		483,600		
	92		484,000		
	93		484,500		
	94		485,100		
	95		485,700		
	96		486,300		
	97		486,800		
再任用職員		296,200	338,600	393,000	466,000

注 この表は、保健所等に勤務する医師および歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

才 医療職給料表(2)

職員 の 区分	職務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	149,000	186,900	222,100	248,100	279,900	327,000	371,100
	2	150,400	188,500	223,700	249,300	281,900	329,000	373,800
	3	151,800	190,100	225,300	250,500	284,100	331,200	376,400
	4	153,200	191,700	226,900	251,900	286,200	333,400	379,100
	5	154,400	193,200	228,300	253,100	288,300	335,200	381,500
	6	156,200	194,700	229,900	254,300	290,400	337,400	384,200
	7	157,900	196,300	231,400	255,500	292,500	339,400	386,800
	8	159,600	197,800	233,000	256,600	294,600	341,600	389,500
	9	161,300	199,400	234,100	257,900	296,600	343,400	391,600
	10	163,000	201,100	235,600	258,900	298,800	345,500	393,900
	11	164,700	202,700	237,000	259,900	300,900	347,600	396,100
	12	166,500	204,400	238,200	260,900	303,100	349,700	398,300
	13	168,000	205,800	239,800	262,200	305,100	351,200	400,400
	14	169,900	207,400	241,200	263,500	307,000	353,200	402,400
	15	171,900	209,000	242,400	265,100	309,100	355,100	404,400
	16	173,800	210,600	243,800	266,500	311,100	357,100	406,500
	17	175,700	212,000	244,700	268,000	313,100	358,900	408,300
	18	177,600	213,600	245,900	269,800	315,100	360,900	410,300
	19	179,400	215,300	247,100	271,600	317,200	362,900	412,200
	20	181,300	217,000	248,300	273,400	319,300	364,900	414,300
	21	183,200	218,300	249,700	275,200	321,100	366,700	416,100
	22	184,700	219,800	250,700	277,000	323,100	368,700	417,700
	23	186,200	221,200	251,700	278,800	324,900	370,800	419,300
	24	187,700	222,700	252,800	280,500	326,900	372,900	420,800
	25	189,300	224,100	254,000	282,300	328,600	374,300	422,300
	26	190,600	225,500	255,300	284,200	330,500	376,100	423,600
	27	192,100	226,800	256,700	286,100	332,500	377,900	424,900
	28	193,500	228,100	258,200	287,900	334,500	379,600	426,200
	29	195,000	229,400	259,600	289,600	335,800	381,400	427,500
	30	196,200	230,800	261,300	291,400	337,600	382,900	428,700
	31	197,500	232,300	263,000	293,200	339,300	384,500	429,900
	32	198,800	233,700	264,600	295,100	341,100	386,200	431,000
	33	200,200	234,800	266,000	296,800	342,800	387,500	432,200
	34	201,600	236,100	267,800	298,500	344,600	388,800	433,400
	35	202,900	237,100	269,500	300,300	346,500	390,100	434,600
	36	204,300	238,400	271,200	302,100	348,300	391,300	435,800
	37	205,400	239,800	272,700	303,400	350,100	392,400	437,100
	38	206,700	241,100	274,400	305,100	351,800	393,600	437,900
	39	208,000	242,200	276,100	306,600	353,400	394,700	438,300
	40	209,300	243,500	277,700	308,200	355,100	395,800	439,000
	41	210,400	244,800	279,200	309,900	356,300	396,600	439,500
	42	211,600	245,900	280,800	311,600	357,400	397,400	439,900
	43	212,800	247,100	282,500	313,200	358,600	398,200	440,300
	44	214,000	248,200	284,200	314,900	359,800	399,000	440,700

	45	215,200	249,300	285,700	315,800	361,000	399,400	441,100
	46	216,300	250,700	287,400	317,200	361,800	400,000	441,500
	47	217,300	252,200	289,100	318,700	363,000	400,500	441,900
	48	218,400	253,500	290,700	320,300	364,100	400,900	442,200
	49	219,400	255,100	291,900	321,700	365,100	401,300	442,500
	50	220,400	256,500	293,500	323,000	366,100	401,600	442,900
	51	221,300	257,900	294,800	324,200	367,100	401,900	443,200
	52	222,300	259,200	296,400	325,500	368,100	402,200	443,500
	53	222,700	260,300	297,700	326,600	368,900	402,500	443,800
	54	223,600	261,700	299,200	327,600	369,700	402,800	
	55	224,300	263,100	300,600	328,700	370,600	403,100	
	56	225,200	264,400	302,100	329,700	371,500	403,400	
	57	225,900	265,200	303,100	330,200	372,000	403,700	
	58	226,800	266,500	304,300	331,100	372,800	404,000	
	59	227,500	267,800	305,500	331,900	373,600	404,300	
再	60	228,300	269,100	306,900	332,800	374,400	404,700	
任	61	229,200	270,000	308,200	333,600	374,800	404,900	
用	62	230,000	271,200	309,400	333,900	375,500	405,200	
職	63	230,900	272,500	310,700	334,500	376,200	405,500	
員	64	231,900	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800	
以	65	232,500	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000	
外	66	233,300	275,700	314,100	336,500	377,900		
の	67	234,100	276,600	314,900	337,200	378,600		
職	68	234,900	277,700	315,700	337,900	379,200		
員	69	235,600	278,700	316,300	338,600	379,600		
	70	236,300	279,700	317,000	339,100	380,100		
	71	237,000	280,800	317,700	339,700	380,600		
	72	237,600	281,900	318,300	340,300	381,100		
	73	238,300	282,500	319,000	340,600	381,700		
	74	239,100	283,200	319,200	341,200	382,200		
	75	239,900	283,700	319,800	341,700	382,800		
	76	240,600	284,500	320,400	342,300	383,400		
	77	241,000	285,300	321,000	342,800	383,900		
	78	241,600	285,900	321,500	343,300	384,400		
	79	242,200	286,500	322,000	343,800	384,900		
	80	242,800	287,100	322,500	344,200	385,400		
	81	243,100	287,800	323,100	344,500	385,700		
	82	243,500	288,300	323,600	344,800	386,200		
	83	243,900	288,700	324,000	345,200	386,600		
	84	244,200	289,100	324,500	345,500	387,000		
	85	244,500	289,300	325,000	346,000	387,400		
	86		289,500	325,400	346,300			
	87		289,700	325,600	346,600			
	88		289,900	326,000	346,900			

	89		290,300	326,400	347,300			
	90		290,500	326,800	347,600			
	91		290,700	327,200	348,000			
	92		290,900	327,600	348,300			
	93		291,300	327,900	348,700			
	94		291,500	328,100	349,000			
	95		291,700	328,500	349,300			
	96		292,000	328,800	349,600			
	97		292,400	329,000	349,900			
	98		292,700	329,300	350,300			
	99		292,900	329,600	350,700			
	100		293,200	329,900	351,100			
	101		293,500	330,100	351,600			
	102		293,700	330,400	352,000			
	103		293,900	330,800	352,400			
	104		294,200	331,000	352,800			
	105		294,500	331,200	353,300			
	106			331,400				
	107			331,800				
	108			332,000				
	109			332,200				
	110			332,600				
	111			333,000				
	112			333,400				
	113			333,600				
再任用職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000

注 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

力 医療職給料表(3)

職員 の 区分	職務 の 級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	163,000	190,500	238,500	261,100	285,900	330,100
	2	164,400	192,600	240,300	262,100	287,700	332,200
	3	165,900	194,700	242,100	263,000	289,500	334,200
	4	167,300	196,700	243,900	264,100	291,400	336,400
	5	168,800	198,800	245,300	264,700	293,100	338,400
	6	170,300	201,100	246,600	265,700	294,900	340,500
	7	171,800	203,400	247,700	266,500	296,800	342,600
	8	173,300	205,700	249,000	267,500	298,600	344,700
	9	174,600	208,100	250,000	268,600	300,500	346,200
	10	176,300	209,500	251,100	269,400	302,400	348,200
	11	177,900	210,900	252,000	270,500	304,200	350,100
	12	179,400	212,100	252,900	271,700	306,100	352,100
	13	180,900	213,500	254,100	273,000	307,600	354,000
	14	182,900	214,900	255,200	274,200	309,200	356,100
	15	184,900	216,400	256,000	275,400	311,000	358,200
	16	186,900	217,600	257,000	276,800	312,800	360,200
	17	189,100	219,000	257,600	278,100	314,500	362,200
	18	191,200	220,500	258,500	279,500	316,100	364,200
	19	193,300	222,000	259,500	280,700	317,800	366,300
	20	195,400	223,500	260,400	282,000	319,500	368,400
	21	197,500	224,700	261,300	283,600	320,900	370,100
	22	199,700	226,400	262,300	285,200	322,400	372,200
	23	201,900	228,100	263,200	286,700	323,900	374,300
	24	204,100	229,800	264,200	288,100	325,400	376,300
	25	206,100	231,100	265,400	289,400	326,800	378,300
	26	207,400	232,800	266,500	291,200	328,200	379,900
	27	208,600	234,500	267,700	293,000	329,700	381,800
	28	209,900	236,200	268,900	294,700	331,300	383,700
	29	211,100	237,800	270,100	296,000	332,400	385,500
	30	212,200	239,200	271,600	297,600	333,900	387,200
	31	213,500	240,500	273,200	299,200	335,300	389,100
	32	214,700	241,600	274,600	300,900	336,800	390,900
	33	216,000	242,800	276,200	302,300	338,400	392,600
	34	217,300	243,900	277,700	303,800	339,900	394,300
	35	218,600	244,800	279,000	305,400	341,500	396,100
	36	219,900	245,900	280,300	307,000	343,000	397,800
	37	221,100	246,800	281,900	308,300	344,700	399,400
	38	222,500	247,900	283,300	309,700	346,300	401,100
	39	223,800	248,800	284,800	311,100	347,800	402,900
	40	225,200	249,900	286,200	312,700	349,400	404,700
	41	226,100	250,400	287,500	314,200	350,600	406,200
	42	227,500	251,300	289,000	315,600	352,100	407,700
	43	228,900	252,200	290,500	317,000	353,600	409,200
	44	230,300	253,100	292,100	318,500	355,000	410,500

	45	231,500	253,900	293,400	319,300	356,600	411,600
	46	232,900	254,900	294,800	320,700	357,600	412,700
	47	234,200	255,800	296,300	322,100	359,100	413,800
	48	235,500	256,800	297,800	323,600	360,400	415,000
	49	236,500	257,800	298,900	324,700	361,800	416,300
	50	237,600	258,900	300,200	326,100	363,200	417,400
	51	238,600	260,100	301,400	327,400	364,500	418,600
	52	239,700	261,300	302,800	328,700	365,900	419,700
	53	240,600	262,400	304,200	330,100	367,400	420,900
	54	241,700	263,900	305,500	331,500	368,600	421,900
	55	242,700	265,300	306,900	332,900	369,700	423,000
	56	243,700	266,700	308,300	334,200	370,900	424,100
	57	244,400	268,200	309,100	335,100	372,000	425,200
	58	245,400	269,800	310,300	336,400	372,900	425,700
	59	246,100	271,300	311,500	337,600	373,900	426,300
再	60	247,100	272,800	312,900	338,900	374,900	426,700
任	61	248,000	274,200	314,000	340,000	375,500	427,300
用	62	249,000	275,700	315,300	340,900	376,300	427,800
職	63	249,800	277,200	316,600	342,100	377,100	428,200
員	64	250,800	278,500	317,800	343,400	377,900	428,700
以	65	251,700	279,900	319,100	344,500	378,600	429,300
外	66	252,600	281,400	320,400	345,700	379,300	429,700
の	67	253,700	282,900	321,700	346,900	380,100	430,000
職	68	254,600	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300
員	69	255,400	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700
	70	256,500	287,000	324,800	350,000	382,000	
	71	257,600	288,500	325,900	351,100	382,700	
	72	258,700	289,900	326,800	352,200	383,300	
	73	260,100	290,900	328,100	353,000	384,000	
	74	261,400	292,300	328,800	354,100	384,500	
	75	262,700	293,500	329,900	355,200	385,100	
	76	263,900	294,800	331,100	356,300	385,600	
	77	264,900	296,200	332,200	357,000	386,000	
	78	266,000	297,500	333,400	357,800	386,600	
	79	267,300	298,700	334,500	358,600	387,100	
	80	268,500	300,000	335,700	359,300	387,400	
	81	269,400	300,500	336,800	359,900	387,700	
	82	270,400	301,700	337,900	360,400	388,200	
	83	271,500	302,800	338,900	361,000	388,600	
	84	272,600	304,000	340,000	361,500	388,900	
	85	273,400	305,100	340,900	362,100	389,200	
	86	274,300	306,300	341,900	362,600	389,700	
	87	275,400	307,500	342,800	363,200	390,200	
	88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600	

89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300
91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600
94	281,900	315,000	348,400	366,400	
95	282,800	315,700	349,100	366,800	
96	283,800	316,300	349,700	367,100	
97	284,400	317,000	350,100	367,700	
98	285,200	317,300	350,500	368,200	
99	285,800	317,900	351,000	368,700	
100	286,700	318,600	351,400	369,200	
101	287,500	319,000	351,900	369,800	
102	288,300	319,600	352,300	370,300	
103	289,100	320,200	352,800	370,800	
104	289,900	320,800	353,200	371,200	
105	290,600	321,200	353,500	371,800	
106	291,100	321,700	354,000	372,300	
107	291,600	322,200	354,400	372,800	
108	292,100	322,700	354,700	373,300	
109	292,300	323,100	355,200	373,900	
110	292,600	323,500	355,700	374,300	
111	292,800	323,800	356,200	374,800	
112	293,200	324,100	356,700	375,300	
113	293,500	324,500	357,200	375,900	
114	293,700	324,900	357,700		
115	294,100	325,300	358,200		
116	294,400	325,600	358,600		
117	294,700	325,800	359,000		
118	295,000	326,100	359,400		
119	295,300	326,500	359,900		
120	295,700	326,700	360,400		
121	296,000	326,900	360,800		
122	296,400	327,200	361,300		
123	296,700	327,500	361,800		
124	297,100	327,800	362,300		
125	297,300	328,000	362,600		
126	297,500	328,300			
127	297,800	328,700			
128	298,200	328,900			
129	298,400	329,100			
130	298,700	329,300			
131	299,100	329,700			
132	299,500	329,900			

133	299,700	330,200					
134	300,000	330,600					
135	300,400	331,000					
136	300,700	331,400					
137	300,900	331,700					
138	301,200	332,100					
139	301,600	332,500					
140	301,900	332,900					
141	302,100	333,200					
142	302,500	333,600					
143	302,900	333,900					
144	303,200	334,300					
145	303,400	334,600					
146	303,600	335,000					
147	303,900	335,400					
148	304,300	335,800					
149	304,500	336,100					
150	304,700	336,500					
151	305,000	336,900					
152	305,300	337,300					
153	305,700	337,600					
154	305,900						
155	306,100						
156	306,400						
157	306,700						
158	307,000						
159	307,300						
160	307,600						
161	308,000						
162	308,300						
163	308,600						
164	308,900						
165	309,300						
166	309,600						
167	309,900						
168	310,200						
169	310,600						
再任用職員	235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200	

注 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

キ 福祉職給料表

職員 の 区分	職務 の 級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	157,700	208,000	253,400	274,500	319,200	362,900
	2	158,900	209,700	255,000	276,300	321,400	365,500
	3	160,100	211,500	256,400	277,900	323,700	367,900
	4	161,300	213,200	258,000	279,400	325,900	370,500
	5	162,300	214,900	259,000	281,200	328,100	372,400
	6	163,800	216,700	260,300	283,300	330,100	374,900
	7	165,200	218,500	261,700	285,400	332,300	377,200
	8	166,600	220,200	263,100	287,700	334,500	379,700
	9	167,900	221,900	264,300	289,600	336,400	382,100
	10	169,300	223,400	265,800	291,700	338,600	384,800
	11	170,700	224,800	267,100	293,900	340,600	387,400
	12	172,200	226,200	268,200	296,000	342,800	390,100
	13	173,700	227,600	269,500	297,700	344,600	392,500
	14	175,200	229,200	271,000	300,000	346,600	394,800
	15	176,700	230,800	272,700	302,200	348,600	397,000
	16	178,100	232,400	274,400	304,400	350,600	399,400
	17	179,700	233,800	276,000	306,400	352,300	401,200
	18	181,500	235,400	277,900	308,700	354,300	403,200
	19	183,200	236,900	279,700	310,900	356,100	405,100
	20	184,900	238,400	281,300	313,200	358,000	406,900
	21	186,400	239,400	282,900	315,100	359,900	408,800
	22	188,000	240,900	284,700	317,200	361,800	410,600
	23	189,700	242,200	286,300	319,400	363,800	412,400
	24	191,300	243,600	288,000	321,500	365,700	414,300
	25	192,900	245,000	289,900	323,500	367,700	416,100
	26	194,600	246,700	291,600	325,500	369,600	417,600
	27	196,400	248,200	293,400	327,600	371,600	419,100
	28	198,100	249,900	295,200	329,600	373,600	420,700
	29	199,900	251,300	296,400	331,400	375,100	422,300
	30	201,400	252,600	298,100	333,500	376,900	423,600
	31	202,900	253,900	299,800	335,400	378,700	424,900
	32	204,300	255,300	301,400	337,500	380,300	426,100
	33	205,600	256,600	302,900	339,100	382,100	427,300
	34	206,900	257,900	304,500	341,000	383,500	428,600
	35	208,200	259,200	306,000	342,800	385,000	429,900
	36	209,400	260,400	307,600	344,700	386,600	431,100
	37	210,600	261,800	309,100	345,900	388,000	432,300
	38	212,000	263,200	310,600	347,800	389,200	433,100
	39	213,400	264,800	312,000	349,700	390,400	433,900
	40	214,800	266,300	313,600	351,500	391,500	434,700
	41	215,800	267,700	314,900	353,400	392,600	435,300
	42	217,000	269,300	316,500	355,200	393,800	436,000
	43	218,100	270,900	318,000	357,000	395,000	436,700
	44	219,300	272,400	319,500	358,700	396,100	437,400

	45	220,200	274,100	320,500	360,500	396,800	438,200
	46	221,300	275,700	321,700	361,900	397,500	439,000
	47	222,200	277,300	322,900	363,400	398,200	439,400
	48	223,200	278,900	324,100	364,800	398,900	440,100
	49	224,000	280,400	325,100	365,800	399,500	440,600
	50	225,100	282,000	326,100	366,900	400,100	441,000
	51	226,200	283,600	327,000	368,000	400,600	441,400
	52	227,000	285,100	328,000	369,100	401,000	441,800
	53	227,500	286,400	328,900	370,000	401,400	442,200
	54	228,600	287,900	329,600	370,600	401,700	442,600
	55	229,300	289,300	330,400	371,400	402,000	443,000
	56	230,200	290,800	331,200	372,200	402,300	443,300
	57	231,000	292,200	331,800	373,000	402,600	443,600
	58	231,900	293,600	332,300	373,800	402,900	444,000
	59	232,700	295,100	332,900	374,600	403,200	444,300
再	60	233,600	296,600	333,400	375,400	403,500	444,600
任	61	234,600	297,700	333,900	376,300	403,800	444,900
用	62	235,400	299,200	334,100	377,000	404,100	
職	63	236,300	300,400	334,700	377,700	404,400	
員	64	237,100	301,900	335,300	378,400	404,700	
以	65	238,000	303,000	335,600	378,700	405,000	
外	66	239,000	304,300	336,100	379,300	405,300	
の	67	240,200	305,400	336,600	379,900	405,600	
職	68	241,200	306,700	337,100	380,600	405,900	
員	69	242,200	307,400	337,600	381,000	406,100	
	70	243,300	308,500	338,100	381,700	406,400	
	71	244,400	309,700	338,500	382,300	406,700	
	72	245,300	310,900	339,000	382,900	407,000	
	73	246,000	312,200	339,200	383,300	407,200	
	74	247,100	312,900	339,700	383,900	407,500	
	75	248,200	313,600	340,200	384,500	407,800	
	76	249,200	314,200	340,700	385,100	408,000	
	77	250,000	315,000	341,000	385,500	408,200	
	78	251,000	315,700	341,400	386,000		
	79	252,000	316,400	341,900	386,500		
	80	253,000	317,100	342,300	387,100		
	81	253,900	317,400	342,500	387,600		
	82	254,600	317,700	342,800	388,000		
	83	255,600	318,300	343,300	388,400		
	84	256,600	318,600	343,700	388,800		
	85	257,200	319,000	344,000	389,000		
	86	258,000	319,300	344,300	389,200		
	87	258,700	319,700	344,800	389,500		
	88	259,600	320,000	345,200	389,800		

89	260,200	320,500	345,500	390,000
90	261,000	320,900	345,900	390,300
91	261,800	321,200	346,300	390,600
92	262,600	321,500	346,500	390,800
93	263,000	322,000	346,800	391,000
94	263,700	322,400		
95	264,200	322,600		
96	264,900	323,000		
97	265,600	323,400		
98	266,300	323,800		
99	267,000	324,200		
100	267,700	324,600		
101	268,200	324,800		
102	268,700	325,100		
103	269,100	325,400		
104	269,600	325,700		
105	269,800	326,100		
106	270,000	326,300		
107	270,300	326,600		
108	270,600	327,000		
109	271,000	327,400		
110	271,300	327,700		
111	271,700	328,100		
112	272,000	328,400		
113	272,300	328,700		
114	272,600	329,100		
115	272,900	329,400		
116	273,300	329,600		
117	273,600	329,800		
118	273,900	330,100		
119	274,300	330,500		
120	274,700	330,900		
121	274,900	331,100		
122	275,100			
123	275,500			
124	275,800			
125	276,000			
126	276,300			
127	276,700			
128	277,100			
129	277,300			
130	277,700			
131	278,100			
132	278,400			

	133	278,600					
	134	278,900					
	135	279,300					
	136	279,600					
	137	279,800					
	138	280,100					
	139	280,400					
	140	280,700					
	141	280,900					
	142	281,100					
	143	281,300					
	144	281,600					
	145	282,000					
	146	282,200					
	147	282,500					
	148	282,800					
	149	283,100					
	150	283,300					
	151	283,600					
	152	283,800					
	153	284,100					
再任用職員		201,500	241,000	255,300	288,400	315,100	356,800

注 この表は、児童福祉施設等で人事委員会の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ク 高等学校等教育職給料表

職員 の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	157,900	202,300	262,400	330,200	416,900
	2	159,400	204,000	264,900	332,400	418,700
	3	160,900	205,600	267,200	334,700	420,500
	4	162,400	207,300	269,500	336,800	422,200
	5	164,100	209,100	272,000	339,000	423,700
	6	166,000	210,700	274,400	341,200	425,200
	7	167,800	212,400	276,600	343,500	427,100
	8	169,600	214,000	278,800	345,800	429,000
	9	171,400	215,800	281,000	347,500	430,800
	10	173,500	217,700	283,300	349,600	432,600
	11	175,500	219,600	285,700	351,700	434,500
	12	177,500	221,500	287,900	353,800	436,300
	13	179,500	223,000	290,300	355,900	438,000
	14	181,700	225,000	292,400	357,900	439,900
	15	183,900	227,000	294,300	359,900	441,700
	16	186,100	229,000	296,300	361,900	443,600
	17	188,400	230,800	298,400	363,500	445,300
	18	191,000	233,500	300,900	365,400	447,100
	19	193,500	236,200	303,400	367,200	448,900
	20	196,000	238,900	306,100	369,200	450,700
	21	198,500	241,500	308,300	370,800	452,300
	22	200,200	244,300	310,900	372,700	454,000
	23	201,900	246,900	313,200	374,500	455,900
	24	203,600	249,600	315,900	376,400	457,600
	25	205,100	252,100	318,500	377,700	459,300
	26	206,600	254,600	320,800	379,500	460,900
	27	208,300	257,100	323,200	381,300	462,500
	28	209,900	259,400	325,400	383,200	464,000
	29	211,400	262,000	327,600	385,000	465,500
	30	213,100	264,400	329,600	386,900	466,800
	31	214,800	266,600	331,800	388,800	468,100
	32	216,500	268,800	334,000	390,800	469,400
	33	218,000	270,900	335,800	392,500	470,600
	34	219,800	273,100	337,900	394,200	471,300
	35	221,600	275,300	340,000	395,800	472,000
	36	223,400	277,300	342,000	397,600	472,700
	37	224,900	279,600	344,100	398,800	473,300
	38	226,700	281,600	346,200	400,300	
	39	228,500	283,500	348,400	401,700	
	40	230,300	285,500	350,500	403,100	
	41	232,000	287,300	352,400	404,800	
	42	233,700	289,700	354,500	406,200	
	43	235,300	292,000	356,400	407,500	
	44	236,900	294,500	358,500	409,000	

	45	238,300	296,500	360,300	410,600
	46	239,700	299,000	362,300	411,900
	47	241,000	301,300	364,200	413,400
	48	242,200	304,000	366,200	415,000
	49	243,600	306,400	367,800	416,700
	50	245,100	308,800	369,600	418,100
	51	246,300	311,300	371,500	419,700
	52	247,800	313,600	373,500	421,200
	53	249,000	315,800	375,300	422,900
	54	250,200	318,000	377,100	424,400
	55	251,600	320,100	378,900	426,000
	56	252,700	322,300	380,600	427,600
	57	254,000	324,200	382,100	429,100
	58	255,100	326,300	383,700	430,600
	59	256,200	328,400	385,400	431,800
再	60	257,400	330,400	387,100	433,000
任	61	258,700	332,500	388,300	434,200
用	62	259,800	334,600	389,700	435,500
職	63	261,200	336,800	391,100	436,800
員	64	262,300	339,000	392,400	438,000
	65	263,600	340,700	393,800	439,200
	66	265,100	342,900	395,000	440,400
	67	266,600	344,900	396,400	441,600
	68	268,300	347,100	397,800	442,800
	69	269,700	348,900	399,100	444,000
以	70	271,100	350,800	400,400	445,200
外	71	272,500	352,800	401,800	446,400
の	72	273,900	354,800	403,100	447,600
職	73	275,000	356,400	404,400	448,700
員	74	276,400	358,300	405,800	449,300
	75	277,800	360,100	407,200	449,800
	76	279,000	362,000	408,500	450,300
	77	280,200	363,800	409,700	450,800
	78	281,400	365,500	410,900	
	79	282,600	367,200	412,200	
	80	283,800	368,800	413,600	
	81	284,900	370,300	414,900	
	82	286,100	371,800	416,100	
	83	287,300	373,300	417,100	
	84	288,500	374,700	418,300	
	85	289,500	375,800	419,500	
	86	290,600	377,200	420,700	
	87	291,600	378,600	421,900	
	88	292,800	379,900	422,900	

89	293,900	381,200	424,000
90	295,000	382,500	425,000
91	296,200	383,700	426,000
92	297,400	385,000	427,000
93	297,900	386,300	427,900
94	298,900	387,400	428,700
95	300,000	388,700	429,500
96	301,200	389,900	430,300
97	302,200	391,300	431,100
98	303,300	392,300	431,500
99	304,300	393,400	431,900
100	305,400	394,400	432,300
101	306,300	395,300	432,700
102	307,400	396,300	433,000
103	308,500	397,400	433,300
104	309,500	398,500	433,600
105	310,100	399,200	433,900
106	311,000	400,100	434,200
107	311,800	401,000	434,500
108	312,600	401,900	434,700
109	313,500	402,700	434,900
110	313,900	403,600	435,200
111	314,300	404,400	435,500
112	314,800	405,200	435,700
113	315,400	405,800	435,900
114	315,800	406,500	436,200
115	316,300	407,200	436,500
116	316,800	407,900	436,700
117	317,400	408,500	436,900
118	317,900	409,000	
119	318,300	409,400	
120	318,800	409,800	
121	319,300	410,200	
122	319,700	410,500	
123	320,200	410,800	
124	320,700	411,000	
125	321,300	411,200	
126	321,600	411,500	
127	321,900	411,800	
128	322,200	412,000	
129	322,400	412,200	
130	322,700	412,500	
131	323,000	412,800	
132	323,300	413,000	

	133	323,500	413,200			
	134	323,700	413,500			
	135	323,900	413,800			
	136	324,200	414,000			
	137	324,500	414,200			
	138	324,700	414,500			
	139	325,000	414,800			
	140	325,300	415,000			
	141	325,500	415,200			
	142	325,700	415,500			
	143	326,000	415,800			
	144	326,200	416,000			
	145	326,500	416,200			
	146	326,700				
	147	327,000				
	148	327,300				
	149	327,500				
	150	327,700				
	151	328,000				
	152	328,300				
	153	328,500				
再任用職員		234,000	274,300	303,000	331,100	415,200

注1 この表は、高等学校、特別支援学校等に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舍指導員、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

ケ 小学校および中学校等教育職給料表

職員 の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	特2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	157,900	173,900	262,400	291,300	406,700
	2	159,400	176,000	264,900	293,900	408,200
	3	160,900	178,100	267,200	296,800	409,700
	4	162,400	180,300	269,500	299,300	411,200
	5	164,100	182,300	272,000	301,800	412,600
	6	166,000	184,500	274,400	304,200	414,000
	7	167,800	186,700	276,600	306,500	415,500
	8	169,600	188,900	278,800	308,900	417,100
	9	171,400	191,200	281,000	311,300	418,500
	10	173,500	194,000	283,300	313,900	419,900
	11	175,500	196,700	285,700	316,600	421,300
	12	177,500	199,400	287,900	319,500	422,600
	13	179,500	202,300	290,300	321,900	423,900
	14	181,700	204,000	292,400	323,900	425,300
	15	183,900	205,600	294,300	325,900	426,700
	16	186,100	207,300	296,300	328,200	428,100
	17	188,400	209,100	298,400	330,200	429,300
	18	191,000	210,700	300,900	332,400	430,600
	19	193,500	212,400	303,400	334,700	431,800
	20	196,000	214,000	306,100	336,800	433,100
	21	198,500	215,800	308,300	339,000	434,200
	22	200,200	217,700	310,900	341,200	435,400
	23	201,900	219,600	313,200	343,500	436,700
	24	203,600	221,500	315,900	345,800	438,000
	25	205,100	223,000	318,500	347,500	439,300
	26	206,500	225,000	320,800	349,300	440,500
	27	208,100	227,000	323,200	351,200	441,500
	28	209,600	229,000	325,400	353,100	442,600
	29	211,300	230,800	327,600	354,900	443,800
	30	213,000	233,500	329,600	356,700	444,600
	31	214,700	236,200	331,800	358,400	445,400
	32	216,400	238,900	334,000	360,300	446,300
	33	217,800	241,500	335,800	361,600	447,200
	34	219,500	244,300	337,900	363,300	447,700
	35	221,200	246,900	340,000	364,800	448,200
	36	222,900	249,600	342,000	366,600	448,700
	37	224,300	252,100	344,000	368,500	449,200
	38	226,000	254,600	345,900	370,000	
	39	227,700	257,100	347,900	371,300	
	40	229,400	259,400	349,800	372,900	
	41	231,000	262,000	351,300	374,000	
	42	232,700	264,400	353,100	375,400	
	43	234,300	266,600	354,700	376,800	
	44	235,900	268,800	356,400	378,300	

	45	237,600	270,900	358,200	379,700
	46	239,100	273,100	359,900	381,300
	47	240,400	275,300	361,200	382,900
	48	241,800	277,300	362,800	384,400
	49	243,000	279,600	364,000	385,800
	50	244,400	281,600	365,500	387,300
	51	245,900	283,500	367,100	388,800
	52	247,100	285,500	368,700	390,200
	53	248,200	287,300	370,100	391,400
	54	249,600	289,700	371,600	392,700
	55	250,800	292,000	373,100	393,800
	56	252,000	294,500	374,600	394,900
	57	253,200	296,500	376,100	396,300
	58	254,400	299,000	377,500	397,500
	59	255,500	301,300	378,900	398,700
再	60	256,700	304,000	380,200	400,000
任	61	258,100	306,400	381,100	401,200
用	62	259,100	308,800	382,300	402,200
職	63	260,300	311,300	383,500	403,600
員	64	261,200	313,600	384,600	404,900
以	65	262,200	315,800	385,500	406,100
外	66	263,600	318,000	386,700	407,200
の	67	265,000	320,100	387,700	408,400
職	68	266,400	322,300	388,800	409,500
員	69	268,000	324,200	390,000	410,500
	70	269,500	326,300	391,000	411,700
	71	271,000	328,400	392,100	412,900
	72	272,400	330,400	393,300	414,100
	73	273,400	332,500	394,300	414,700
	74	274,600	334,600	395,400	415,500
	75	275,900	336,800	396,500	416,200
	76	277,100	339,000	397,600	416,700
	77	278,300	340,700	398,500	417,000
	78	279,400	342,600	399,400	417,400
	79	280,600	344,300	400,400	417,800
	80	281,800	346,100	401,400	418,200
	81	283,000	347,900	402,200	418,500
	82	283,900	349,700	403,000	418,900
	83	285,100	351,100	403,700	419,300
	84	286,300	352,900	404,500	419,600
	85	287,200	354,100	405,200	419,900
	86	288,100	355,700	406,000	420,300
	87	288,800	357,200	406,700	420,700
	88	289,800	358,700	407,400	421,000

89	290,800	360,000	408,000	421,300
90	291,700	361,300	408,700	421,600
91	292,600	362,700	409,200	421,900
92	293,400	364,100	409,900	422,100
93	293,700	365,600	410,300	422,300
94	294,400	366,900	410,700	
95	295,100	368,200	411,000	
96	295,900	369,400	411,300	
97	296,700	370,400	411,600	
98	297,500	371,400	411,900	
99	298,300	372,400	412,200	
100	299,000	373,400	412,400	
101	299,900	374,300	412,600	
102	300,400	375,300	412,900	
103	300,900	376,300	413,200	
104	301,400	377,300	413,400	
105	301,600	378,100	413,600	
106	302,000	379,000	413,900	
107	302,300	379,900	414,200	
108	302,500	380,900	414,400	
109	302,700	381,700	414,600	
110	302,900	382,700	414,900	
111	303,200	383,700	415,200	
112	303,500	384,700	415,400	
113	303,700	385,300	415,600	
114	303,900	386,200	415,900	
115	304,100	387,100	416,200	
116	304,400	388,000	416,400	
117	304,700	388,800	416,600	
118	305,000	389,500		
119	305,300	390,300		
120	305,600	391,100		
121	305,800	391,700		
122	306,000	392,500		
123	306,200	393,200		
124	306,500	393,900		
125	306,800	394,500		
126		395,200		
127		395,700		
128		396,300		
129		397,000		
130		397,600		
131		398,100		
132		398,600		

	133		398,900			
	134		399,200			
	135		399,500			
	136		399,800			
	137		400,100			
	138		400,400			
	139		400,700			
	140		401,000			
	141		401,300			
	142		401,600			
	143		401,900			
	144		402,200			
	145		402,400			
	146		402,700			
	147		403,000			
	148		403,200			
	149		403,400			
	150		403,700			
	151		404,000			
	152		404,200			
	153		404,400			
	154		404,700			
	155		405,000			
	156		405,200			
	157		405,400			
再任職員		225,200	271,100	298,100	324,400	405,200

- 注1 この表は、小学校、中学校等に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

コ 特定任期付職員給料表

号 給	給料月額
	円
1	374,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000

サ 第1号任期付研究員給料表

号 給	給料月額
	円
1	396,000
2	456,000
3	516,000
4	596,000
5	693,000
6	791,000

シ 第2号任期付研究員給料表

号 給	給料月額
	円
1	330,000
2	366,000
3	394,000